

宮古市妊産婦アクセス支援事業のお知らせ

宮古市では、妊産婦の皆さんが安心して出産できる環境の充実を目指し、市外の周産期母子医療センター※1へ通院するハイリスク妊産婦※2の交通費・宿泊費の一部を助成します。

※1 総合周産期母子医療センター：岩手医科大学附属病院
地域周産期母子医療センター：県立中央病院・盛岡赤十字病院
県立中部病院・北上済生会病院・県立磐井病院・県立大船渡病院
県立久慈病院・県立二戸病院

※2 ハイリスク妊産婦とは
妊娠の継続や出産の状況により、母子のいずれかまたは両方に大きなリスクが予想されると医師が診断した方

助成対象者

- (1) 市内に住所を有するハイリスク妊産婦のうち、市外の周産期母子医療センターに通院または入院している方。
- (2) 里帰り出産で宮古市に滞在するハイリスク妊産婦のうち、市外の周産期母子医療センターに通院または入院しており、住所地で助成を受けていない方。

助成対象経費及び上限額

- (1) 交通費
妊婦健診、産婦健診(産後概ね1か月後の健診までに限る。)、診療(妊娠・出産にあたって必要な診察に限る。)又は出産のため、周産期母子医療センターまでの移動にかかった交通費(往復)
※待機宿泊のために宿泊施設までの移動にかかった交通費含む
- (2) 宿泊費
出産のために宿泊施設に待機宿泊する際の宿泊費
※待機宿泊の必要日数等については、対象者が主治医と相談の上決めてください。

区分	移動手段	助成額	上限額
交通費	自家用車	住所地(里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする)から対象となる周産期母子医療センターまで移動するに当たって、通常利用すると判断できる経路で移動した場合の走行距離(キロメートルを単位とし、1キロメートル未満の端数切り捨て)に37円を乗じて得た額	1回の出産につき 上限10万円 (流産・死産を含む)
	公共交通機関	自宅から周産期母子医療センターまで移動するに当たって、通常利用すると判断できる公共交通機関及び経路を利用した際の料金に相当する額	
	タクシー	自宅から周産期母子医療センターまで移動するに当たって、タクシーを利用した場合に要した乗車運賃に相当する額	
宿泊費	—	出産のために、対象者が宿泊施設に待機宿泊した場合の宿泊費(1泊につき上限10,500円)	

助成対象となる期間

- ・ 令和7年4月1日以降に発生した交通費、宿泊費について助成します。
- ・ 母子健康手帳が交付され、周産期母子医療センターへ通院を開始した日から、通院・入院が終了するまでの期間となります。

申請方法

対象となる健診・通院等がすべて終了した後、必要書類を申請窓口まで提出してください。

※様式は市ホームページからダウンロードできるほか、申請窓口でも配布しております。

- ☐ 宮古市妊産婦アクセス支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ☐ 宮古市妊産婦アクセス支援事業助成金交付申請内訳書(様式第2号表面)
- ☐ ハイリスク妊産婦該当事項(様式第2号裏面)

※周産期母子医療センターで記載してもらってください(通院開始時及び通院終了時)

- ☐ 母子健康手帳の写し(診療日、出産日及び出産予定日が記載されている部分)
- ☐ 交通費に係る領収書及び利用証明書(公共交通機関を利用した場合)
- ☐ 宿泊費の領収書(待機宿泊をした場合)
- ☐ 診療明細書又は領収書(健診以外の受診がある場合)
- ☐ 振込先口座の通帳(対象者本人名義のもの)

申請期限

産婦健診が終了した日から6か月以内に申請してください。

そのほか詳細については、市ホームページをご覧ください。

こちらのQRコードからアクセスできます⇒



ご不明な点は、申請窓口までお問い合わせください。

<申請窓口・問い合わせ先>

宮古市保健福祉部 こども家庭センター 母子保健係(宮古保健センター内)

〒027-8501 宮古市宮町一丁目 1-30

TEL 0193-68-9121(直通)